UFJ総合研究所 2005年1月28日

大統領就任演説と第2期ブッシュ政権の経済政策

- Q1.米国では、1月20日に大統領就任式が行われ、第2期ブッシュ政権が正式に発 足しました。就任演説ではどんな経済政策が語られましたか?
- ・今回の就任演説は、全体を通じて「自由の拡大」を訴える内容でしたが、経済政策面で も「自由」という言葉が何度も登場しています。そして経済政策の目標として、経済的 自由の拡大による「オーナーシップ社会」の建設が掲げられています。

【参考】大統領就任演説の経済政策に関する箇所

「米国が理想とする自由の中において、米国民は、生活の糧を得るための労苦ではなく、経済的自立による尊厳と安全を得る。これは広義の自由であり、自作農場法(注1)や社会保障法(注2)や復員兵援護法(注3)を制定する原動力になったものだ。そして今、我々は、我々の時代の要請に合うよう大いなる制度改革を行うことによって、この自由の思想を広めようとしている。全ての米国民が米国の希望と将来に参画できるようにするため、我々の教育を最高水準にまで高め、「オーナーシップ社会」を建設する。住宅取得や企業保有を一段と促進し、また、退職貯蓄や健康保険の保有を拡大して、自由社会における人生の課題に備えられるようにする。米国民一人一人を彼ら自身の運命の主体とすることによって、貧窮や恐怖から解放する。そして、我々の社会をより豊かで公正で平等なものとする」

- (注1) Homestead Act: 1862 年制定。西部開拓者に対して 5 年以上の定住を要件に 0.6 平方和の公有地払い下げを定めた。
- (注2) Social Security Act: 1935 年制定。公的年金制度や医療保険制度の基礎を定めた。
- (注 3) G.I. Bill of Rights (Servicemen's Readjustment Act): 1944 年制定。復員軍人に対して医療、教育、住宅等の支援を行なうことを定めた。
- Q2.経済政策のキーワードである「オーナーシップ社会」とはどんなものですか?
- ・国民一人一人が所有権者として経済的に自立し、自己の責任と裁量に基づいて行動する 社会を想定しています。「オーナーシップ社会」という言葉は、昨年 9 月に開催された 共和党大会の前後から、経済政策のキーワードとして頻繁に登場するようになりました。 社会に存在する資源(人材やモノやお金)を政府が所有し、使途を決めるのではなく、 個人がそれらの資源を所有し、個人の裁量(=結果責任を伴う)によって使う方がより 多くの効用を生むという考え方に基づいています。政府の役割を限定的に考える点で、 共和党の伝統である「小さな政府」志向と合致しているものといえます。

- Q3.「オーナーシップ社会」の建設に向けて、どんな具体的政策が掲げられていますか?
- ・就任演説では、まず、<u>持家の拡大</u>を挙げています。生活の基盤であり、重要な資産でも ある住宅の保有を拡大することが個人の経済的自立性を高めると考えられています。
- ・また、<u>企業保有の促進</u>も政策に挙げられています。起業や株式投資を通じた企業保有の 拡大が経済の活性化につながるとされています。
- ・その他の政策としては、<u>社会保障制度の改革</u>があります。老後や医療のための資金を政 府任せにするのではなく、個々人が自分の責任と裁量で積み立て、運用する仕組みに変 えることが考えられています。
- ・また、個人の自立の基礎として<u>教育の充実</u>が掲げられています。
- ・2004年の共和党綱領の中にも「オーナーシップ社会」についての章があり、より具体的 な政策が述べられています。

2004年共和党網領 第2章「USHERING IN AN OWNERSHIP ERA」より

減税恒久化

・10年間の時限立法である2001年減税と2003年減税の恒久化。

貯蓄の促進

・新LSA (Lifetime Saving Account、生涯貯蓄口座)を創設し、1人当たり年間5,000ドルの非課税貯蓄枠を設定。

<u>社会保障制度改革</u>

- ・年金に個人勘定を創設し、賦課方式と積立方式の併用制に変更。 特家促進
- ・良質な一戸建て住宅の供給を促すため、条件を満たす住宅建築 業者に対して一定の税額控除付与。
- ・規制緩和による住宅価格の引き下げ。

中小企業政策

- ・医療保険制度改革により企業の負担を軽減。
- ・企業責任の範囲を限定し、企業訴訟乱発を防止。

医療保険制度改革

・HSA(Health Saving Account、医療貯蓄口座)を創設し、医療 保険についての個人の裁量を拡大。

私的財産権の尊重

・私有地を公的収用する際に適正な補償を約束。

お問合せ先 調査部(東京)高山

E-mail: shin.takayama@ufji.co.jp

本レポートに掲載された意見・予測等は資料作成時点の判断であり、今後予告なしに変更されることがあります。